
3 0 3 3. 輸出取止め再輸入申告・ 特例輸出貨物の輸出許可取消申請 変更事項呼出し

業務コード	業務名
E E D	輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出 許可取消申請変更事項呼出し

1. 業務概要

「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請（ＥＥＣ）」業務後、許可前に登録内容を変更する場合に、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項登録（ＥＥＡ０１）」業務に先立ち、システムに登録されている輸出取止め再輸入申告変更事項または特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項に係る情報を呼び出す。

本業務は、以下の税関手続きで輸出許可された情報が対象

- ①輸出申告（申告等種別が「Ｅ：輸出申告」、「Ｎ：特定委託輸出申告」、「Ｍ：特定製造貨物輸出申告」または「Ｔ：特定輸出申告」が対象）
- ②輸出マニフェスト通関申告

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（１）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②ＥＥＣ業務を行った通関業者と同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸出申告ＤＢチェック

入力された輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号が輸出申告に係る輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号の場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号が輸出申告ＤＢに存在すること。
- ②輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請が行われていること。
- ③輸出取止め再輸入許可または特例輸出貨物の輸出許可取消となっていないこと。
- ④輸出等許可後の手作業移行が登録されていないこと。
- ⑤出港予定年月日を過ぎていないこと。ただし、申告等種別が「Ｎ：特定委託輸出申告」、「Ｍ：特定製造貨物輸出申告」または「Ｔ：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。（海上の場合）
- ⑥郵便物である旨の登録がされている場合は、出港予定年月日を過ぎていないこと。（航空の場合）

（４）輸出マニフェスト通関申告ＤＢチェック

入力された輸出取止め再輸入申告番号が、輸出マニフェスト通関申告に係る輸出取止め再輸入申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸出取止め再輸入申告番号が輸出マニフェスト通関申告ＤＢに存在すること。
- ②輸出取止め再輸入申告が行われていること。
- ③輸出取止め再輸入許可となっていないこと。
- ④輸出等許可後の手作業移行が登録されていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項登録情報編集出力処理

入力された輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号に対応するDBより、輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項登録情報の編集及び出力を行う。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項登録情報（大額）	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①輸出申告に係る輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号である ②輸出申告DBに登録されている大額・少額識別が「L」	入力者
輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項登録情報（少額）	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①輸出申告に係る輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号である ②輸出申告DBに登録されている大額・少額識別が「S」	入力者
輸出取止め再輸入申告変更事項登録情報（輸出マニフェスト通関申告）	輸出マニフェスト通関申告に係る輸出取止め再輸入申告番号である場合に出力	入力者